

ID: 63

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町社会体育施設条例 第11条本文		
例規番号	平成17年条例第92号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第11条 利用者は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日